

建設業の時間外労働の上限規制 に関するQ & A

(令和5年12月25日追補分)

(令和6年3月25日追補分)

(令和7年3月4日追補分)

(令和7年6月19日追補分)

厚生労働省労働基準局

注) 追補版Q & Aにおいても、法令等及び略語は、建設業の時間外労働の上限規制に関するQ & A（令和5年7月6日公表）（以下「本体Q & A」という。）に掲載しているものを引き続き指すこととする。

<目 次>

番号	質問内容	頁
追1	会社に集合して作業員が社用車に乗り合いで工事現場に向かう又は工事現場から会社に戻る場合、現場まで又は会社までの移動時間は労働時間に当たるのか。	5
追2	降雪の見込みが高く、自治体等から除雪作業を要請される可能性があることから、除雪作業の要請があれば当該作業に当たることになる労働者に自宅待機を命じた。当該労働者が自宅待機をしている時間は労働時間に該当するか。	5
追3	台風が近づいているような災害の発生が予想される場合であって、自治体等から災害協定等に基づく要請を受けて、当該災害への対応が直ちにできるよう労働者を自宅待機させる場合には、法第33条第1項の対象となるのか。	6
追4	<p>隣県で地震があったことから、被災地の自治体からの要請で、被災地域における災害復旧工事の現場において、重機作業を行うことになった。</p> <p>重機（クレーンなど）のオペレーター（法第140条第1項の自動車運転の業務に非該当）が重機を工事現場まで移動させるため、重機で公道を走行していたところ、現場が遠方であることに加え、途中地震に伴う渋滞にも巻き込まれたことから、現場に到着するまでに、1時間の休憩を含めて11時間を要した。</p> <p>この移動時間について、時間外労働となった時間につき、法第33条第1項を適用できるか。</p>	6
追5	<p>道路上に通行の妨げとなる倒木や動物の死骸があった場合、こうしたもの撤去する作業を、維持管理契約内の発注者の指示や都道府県等との災害協定に基づき実施する場合、法第139条第1項を適用できるか。</p> <p>また、法第33条第1項はどうか。</p>	7
追6	例えば、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生時に、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき家畜伝染病まん延防止のために実施する防疫措置（殺処分、焼却、埋却、消毒、	7

	<p>消毒ポイントの設置等) や、当該防疫措置に付随する業務を行う場合、法第 139 条第 1 項を適用できるか。</p> <p>また、法第 33 条第 1 項はどうか。</p>	
追 7	<p>除雪作業に付隨して凍結防止剤や融雪剤の散布を行う場合、法第 139 条第 1 項を適用できるか。冷え込みによる路面凍結が見込まれるときに、凍結防止剤を散布する場合であればどうか。</p> <p>また、これらの場合、法第 33 条第 1 項はどうか。</p>	8
追 8	<p>経年劣化した道路などの補修工事には、災害を予防するための工事という性質もあると考えられるところ、こうした工事をはじめとした、災害予防のための工事について、法第 139 条第 1 項を適用できるか。</p> <p>また、法第 33 条第 1 項はどうか。</p>	8
追 9	<p>ある月に、法第 33 条第 1 項に該当する災害復旧工事のために、同項に基づき 40 時間の時間外・休日労働を行った労働者が、同じ月に同じ使用者のもとで、災害時における復旧及び復興の事業に該当しない別件の工事で 60 時間の時間外・休日労働を実施した場合、当該労働者は合計 100 時間の時間外・休日労働を行ったことになるが、時間外労働の上限規制はどのように取り扱うのか。</p> <p>また、このとき、当該労働者に対する労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 8 第 1 項に基づく医師による面接指導はどのように取り扱うのか。</p>	9
追 10	法第 33 条第 1 項と、法第 139 条第 1 項は、具体的にどのような違いがあるのか。	10
追 11	則様式第 9 号の 2 による 36 協定（月 45 時間超の時間外・休日労働が見込まれ、災害時の復旧・復興の対応が見込まれない場合）の締結・届出を行っており、則様式第 9 号の 3 の 2 による 36 協定（月 45 時間超の時間外・休日労働が見込まれず、災害時の復旧・復興の対応が見込まれる場合）又は第 9 号の 3 の 3 による 36 協定（月 45 時間超の時間外・休日労働が見込まれ、災害時の復旧・復興の対応が見込まれる場合）の作成を行っていないが、災害時における復旧及び復興の事業に該当する事業に従事した場合、時間外労働の上限規制はどのように考えればよいのか。	11
追 12	病院など生活に必要な施設の駐車場について除雪作業を行う場合、法第 139 条第 1 項の対象にはなると思うが、法第 33 条第 1 項は適用できるか。	11
追 13	法第 33 条第 1 項と、法第 139 条第 1 項は、災害発生からの復旧・復興の事業の各段階において、具体的にはどういった使い分けにな	11

	るのか。	
追 14	本店、支店、各工事事務所でそれぞれ別々の日を起算日として締結している 36 協定を、全社的に統一して管理することはできるか。	12
追 15	法第 139 条第 1 項は、「復旧工事」「復興工事」などの名称であれば、その工期や発注の時期を問わず、同項を適用して時間外労働の上限規制の適用を一部除外できると考えてよいか。	13
追 16	熱中症対策のために、作業を中断する時間があるが、その時間は労働時間に当たるか。	14
追 17	積雪地域では、降雪期にはなかなか作業ができないことから、降雪期以外の時期に作業が集中することになるが、こうした場合に労働時間を効率的に配分することができる手法はあるか。	14
追 18	1 年単位の変形労働時間制は、その導入にあたって 1 年分の勤務カレンダーをあらかじめ定めておくことが必要と聞いたが、建設業では、年度内に随時工事を受注することも多く、1 年分の勤務カレンダーをあらかじめ確定させることは難しい。こうした場合には、1 年単位の変形労働時間制を導入することはできないのか。	16
追 19	36 協定の締結、届出を行った後に、社内の労使で検討して 1 年単位の変形労働時間制を導入することとしたが、このとき、既に締結している 36 協定との関係で留意すべきことはあるか。	17

注) 追 1～追 11 ⇒ 令和 5 年 12 月 25 日公開

追 12～追 14 ⇒ 令和 6 年 3 月 25 日公開

追 15 ⇒ 令和 7 年 3 月 4 日公開

追 16～追 19 ⇒ 令和 7 年 6 月 19 日公開

<Q & A>

追1	<p>(Q) 会社に集合して作業員が社用車に乗り合いで工事現場に向かう又は工事現場から会社に戻る場合、現場まで又は会社までの移動時間は労働時間に当たるのか。</p> <p>(A) 本体QA1-4のとおり、法（労働基準法）における労働時間とは、使用者の指揮命令下にある時間のことであり、移動時間については、「移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に当たらない。」と解されている。</p> <p>労働時間に該当するか否かの判断は個別具体的に行う必要があるが、一般的には、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 移動手段として、社用車に乗り合いで現場に向かうこと等が指示されている場合や、・ 現場に移動する前に会社に集合して資材の積み込みを行うことや、現場から会社に戻った後に道具清掃、資材整理を行うことが指示されている場合、・ 移動の車中に使用者や上司も同乗し、打合せが行われている場合においては、当該移動時間は労働時間に該当するものと解される。 <p>一方、工事現場に直行する又は工事現場から直帰することが自由である中で、労働者間で任意に移動手段の一つとして、集合時刻や運転者を決めて社用車に乗り合って移動することとしていたなどの場合においては、当該移動時間は労働時間に該当しないものと解される。</p>
追2	<p>(Q) 降雪の見込みが高く、自治体等から除雪作業を要請される可能性があることから、実際に除雪作業の要請があれば当該作業に当たることになる労働者に自宅待機を命じた。当該労働者が自宅待機をしている時間は労働時間に該当するか。</p> <p>(A) 本体QA1-4のとおり、法における労働時間とは、使用者の指揮命令下にある時間のことであり、待機時間については、「使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）は、労働時間に当たる。」と解されている。</p> <p>労働時間に該当するか否かの判断は、個別具体的に行う必要があるが、一般的には、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 使用者が急な需要に対応するために事業場において待機を命じ、当該

	<p>時間の自由利用が労働者に保障されていないと認められる場合には労働時間に該当し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対応の頻度が少なく、自宅待機中に食事や入浴などの日常的な活動や、外出をすることが特段規制されていないなど、実質的に使用者の指揮命令下にあるとまではいえない場合には、労働時間に該当しない <p>ものと解される。</p>
追3	<p>(Q) 台風が近づいているような災害の発生が予想される場合であって、自治体等から災害協定等に基づく要請を受けて、当該災害への対応が直ちにできるよう労働者を自宅待機させる場合には、法第33条第1項の対象となるのか。</p> <hr/> <p>(A) 自宅待機が労働時間に該当するか否かの判断は個別具体的に行う必要があるが、労働者が権利として労働から離れることを保障されておらず、拘束を伴うものである場合には、当該待機時間は使用者の指揮命令下にあるものとして、労働時間に該当する。</p> <p>法第33条第1項については、「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、(中略)その必要の限度において(中略)労働させることができる」とされており、「避けることのできない事由」については、災害発生が客観的に予見される場合も含まれる。</p> <p>その上で、例えば、国や地方自治体と締結した災害協定等に基づき、差し迫った災害に備えた自宅待機が要請されているなど、自宅待機が社会通念上、災害への対応に必要不可欠なものであると判断される場合は、法第33条第1項の対象としうる。</p>
追4	<p>(Q) 隣県で地震があったことから、被災地の自治体からの要請で、被災地域における災害復旧工事の現場において、重機作業を行うことになった。</p> <p>重機（クレーンなど）のオペレーター（法第140条第1項の自動車運転の業務に非該当）が重機を工事現場まで移動させるため、重機で公道を走行していたところ、現場が遠方であることに加え、途中、地震に伴う渋滞にも巻き込まれたことから、現場に到着するまでに、1時間の休憩を含めて11時間を要した。</p> <p>この移動時間について、時間外労働となった時間につき、法第33条第1項を適用できるか。</p> <hr/> <p>(A) 重機のオペレーターが現場に重機を移動するために、重機で公道を走行する場合も、当該移動に要する時間は使用者の指示によって行うものであるため労働時間に該当する。</p>

	<p>災害その他避けることのできない事由によって発生した対応として、既に締結していた 36 協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要があり、人命や公益の確保のために自治体等からの工事への協力要請に応じる場合には、法第 33 条第 1 項の許可基準を満たすことから、被災地の工事現場に向かうまでの労働時間に該当する移動時間についても、当該工事に必要不可欠に付隨する業務として、その必要の限度において法第 33 条第 1 項の対象となる。</p>
追 5	<p>(Q) 道路上に通行の妨げとなる倒木や動物の死骸があった場合、こうしたものを撤去する作業を、維持管理契約内での発注者の指示や都道府県等との災害協定に基づき実施する場合、法第 139 条第 1 項を適用できるか。また、法第 33 条第 1 項はどうか。</p> <hr/> <p>(A) 本体 Q A 2 – 2 を踏まえると、維持管理契約内での発注者の指示や、都道府県等との災害協定による要請に基づき、倒木や動物の死骸の撤去を災害の復旧として対応する場合等には、法第 139 条第 1 項の対象となる。</p> <p>また、当該撤去作業が、災害その他避けることのできない事由によって発生した対応として、既に締結された 36 協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要があり、道路交通の確保等人命又は公益を保護するための必要がある場合には、法第 33 条第 1 項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において法第 33 条第 1 項の対象となる。</p>
追 6	<p>(Q) 例えば、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生時に、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づき家畜伝染病まん延防止のために実施する防疫措置（殺処分、焼却、埋却、消毒、消毒ポイントの設置等）や、当該防疫措置に付隨する業務を行う場合、法第 139 条第 1 項を適用できるか。</p> <p>また、法第 33 条第 1 項はどうか。</p> <hr/> <p>(A) 都道府県等との防疫協定や災害協定による要請、その他契約内の発注者の指示に基づき、防疫措置を災害の復旧として対応する場合等には、法第 139 条第 1 項の対象となる。併せて、当該防疫措置に必要不可欠に付隨する業務として行われる防疫資機材の搬入、発生農場における仮設テントの設営等の業務についても、同様に法第 139 条第 1 項の対象となる。</p> <p>また、当該防疫措置及びこれに必要不可欠に付隨する業務が、災害その他避けることのできない事由によって発生した対応として、既に締結</p>

	<p>された 36 協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要があり、人命又は公益を保護するための必要がある場合には、法第 33 条第 1 項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において法第 33 条第 1 項の対象となる。</p>
追 7	<p>(Q) 除雪作業に付随して凍結防止剤や融雪剤の散布を行う場合、法第 139 条第 1 項を適用できるか。冷え込みによる路面凍結が見込まれるときに、凍結防止剤を散布する場合であればどうか。</p> <p>また、これらの場合、法第 33 条第 1 項はどうか。</p> <hr/> <p>(A) 本体 Q A 2－8 のとおり、除雪作業は、都道府県等との災害協定や維持管理契約に基づき、災害の復旧として対応する場合等には、法第 139 条第 1 項を適用することも可能である。そのため、当該除雪作業に必要不可欠に付随する業務として行われる凍結防止剤や融雪剤の散布の業務についても、法第 139 条第 1 項の対象となる。</p> <p>冷え込みによる路面凍結を防止するために凍結防止剤を散布する場合も、そのまま放置すれば直ちに災害が発生するとして、災害協定や維持管理契約等に基づき、差し迫った災害への対応を行う場合であれば、こうした対応についても法第 139 条第 1 項の対象となる。</p> <p>また、これらの作業が、災害その他避けることのできない事由によって発生した対応として、既に締結された 36 協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要があり、道路交通の確保等人命又は公益を保護するための必要がある場合には、法第 33 条第 1 項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において法第 33 条第 1 項の対象となる。</p>
追 8	<p>(Q) 経年劣化した道路などの補修工事には、災害を予防するための工事という性質もあると考えられるところ、こうした工事をはじめとした、災害予防のための工事について、法第 139 条第 1 項を適用できるか。</p> <p>また、法第 33 条第 1 項はどうか。</p> <hr/> <p>(A) 本体 Q A 2－2 のとおり、法第 139 条第 1 項の「災害時における復旧及び復興の事業」とは、災害により被害を受けた工作物の復旧及び復興を目的として発注を受けた建設の事業をいい、工事の名称等にかかわらず、特定の災害による被害を受けた道路や鉄道の復旧、仮設住宅や復興支援道路の建設などの復旧及び復興の事業が対象となる。そのため、経年劣化した道路などの補修も含めて、将来発生しうる災害を予防するために行う工事は、法第 139 条第 1 項の対象とはならない。</p> <p>また、将来発生しうる災害の予防のための工事は、法第 33 条第 1 項</p>

	<p>の対象とはならない。</p> <p>ただし、災害予防のための工事が、そのまま放置すれば直ちに災害が発生する状況下や、災害により社会生活への重大な影響が予測される状況下で臨時的に行われるなど、既に締結された 36 協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要があり、人命または公益を保護するための差し迫った必要がある場合には、法第 33 条第 1 項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において法第 33 条第 1 項の対象となる。</p>
追 9	<p>(Q) ある月に、法第 33 条第 1 項に該当する災害復旧工事のために、同項に基づき 40 時間の時間外・休日労働を行った労働者が、同じ月に同じ使用者のもとで、災害時における復旧及び復興の事業に該当しない別件の工事で 60 時間の時間外・休日労働を実施した場合、当該労働者は合計 100 時間の時間外・休日労働を行ったことになるが、時間外労働の上限規制はどのように取り扱うのか。</p> <p>また、このとき、当該労働者に対する労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 8 第 1 項に基づく医師による面接指導はどのように取り扱うのか。</p> <hr/> <p>(A) 本体 Q A 2－1、3－2 のとおり、法第 33 条第 1 項が適用される労働時間については、法第 36 条及び第 139 条による規制がかからず、時間外労働の上限規制からは除外される。</p> <p>一方、労働安全衛生法第 66 条の 8 第 1 項に基づく医師による面接指導は、1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が、1 か月について 80 時間を超えた者で疲労の蓄積が認められる者のうち、申出があった者に対して実施するものであり、法第 33 条第 1 項によって労働した時間もこれに含まれる。</p> <p>そのため、本事例においては、1 か月間において 80 時間超の時間外・休日労働を実施していることから、当該労働者から申出があった場合には、当該面接指導を実施する必要がある。</p>

追 10	<p>(Q) 法第 33 条第 1 項と、法第 139 条第 1 項は、具体的にどのような違いがあるのか。</p> <hr/> <p>(A) 法第 33 条第 1 項と、法第 139 条第 1 項は、いずれも時間外労働の上限規制の例外に関する規定であるが、適用に当たっての要件や、時間外労働の上限規制の取扱いなどに次のような違いがある。</p> <p>なお、いずれの場合においても、時間外・休日労働に対する割増賃金の支払いや、時間外・休日労働が 80 時間を超える等した場合の労働安全衛生法第 66 条の 8 第 1 項に基づく医師による面接指導の実施は必要である。</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>法第 33 条第 1 項</th><th>法第 139 条第 1 項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td><td>災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合 (建設の事業に限らない)</td><td>災害時における復旧及び復興の事業 (建設の事業に限る)</td></tr> <tr> <td>手続</td><td>事前の許可又は事後の届出</td><td>36 協定の締結・届出</td></tr> <tr> <td>効果</td><td>36 協定で定める延長時間とは別に、時間外・休日労働を行わせることができる</td><td>36 協定で定める範囲内で時間外・休日労働を行わせることができる (災害時における復旧及び復興の事業に限り、1か月 100 時間以上の特別延長時間を定めることができる)</td></tr> <tr> <td>上 限 規 制 の取扱い</td><td>いずれも適用されない</td><td> <p>以下は適用されない 時間外・休日労働の合計を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1か月 100 時間未満とする上限 ・ 複数月平均 80 時間以内とする上限 <p>以下は適用される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外労働を年 720 時間以内とする上限 ・ 時間外労働が 1か月 45 時間を超える回数が年 6 回までとする上限 </td></tr> </tbody> </table>		法第 33 条第 1 項	法第 139 条第 1 項	対象	災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合 (建設の事業に限らない)	災害時における復旧及び復興の事業 (建設の事業に限る)	手続	事前の許可又は事後の届出	36 協定の締結・届出	効果	36 協定で定める延長時間とは別に、時間外・休日労働を行わせることができる	36 協定で定める範囲内で時間外・休日労働を行わせることができる (災害時における復旧及び復興の事業に限り、1か月 100 時間以上の特別延長時間を定めることができる)	上 限 規 制 の取扱い	いずれも適用されない	<p>以下は適用されない 時間外・休日労働の合計を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1か月 100 時間未満とする上限 ・ 複数月平均 80 時間以内とする上限 <p>以下は適用される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外労働を年 720 時間以内とする上限 ・ 時間外労働が 1か月 45 時間を超える回数が年 6 回までとする上限 	
	法第 33 条第 1 項	法第 139 条第 1 項															
対象	災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合 (建設の事業に限らない)	災害時における復旧及び復興の事業 (建設の事業に限る)															
手続	事前の許可又は事後の届出	36 協定の締結・届出															
効果	36 協定で定める延長時間とは別に、時間外・休日労働を行わせることができる	36 協定で定める範囲内で時間外・休日労働を行わせることができる (災害時における復旧及び復興の事業に限り、1か月 100 時間以上の特別延長時間を定めることができる)															
上 限 規 制 の取扱い	いずれも適用されない	<p>以下は適用されない 時間外・休日労働の合計を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1か月 100 時間未満とする上限 ・ 複数月平均 80 時間以内とする上限 <p>以下は適用される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外労働を年 720 時間以内とする上限 ・ 時間外労働が 1か月 45 時間を超える回数が年 6 回までとする上限 															

追 11	<p>(Q) 則様式第9号の2による36協定（月45時間超の時間外・休日労働が見込まれ、災害時の復旧・復興の対応が見込まれない場合）の締結・届出を行っており、則様式第9号の3の2による36協定（月45時間超の時間外・休日労働が見込まれず、災害時の復旧・復興の対応が見込まれる場合）又は第9号の3の3による36協定（月45時間超の時間外・休日労働が見込まれ、災害時の復旧・復興の対応が見込まれる場合）の作成を行っていないが、災害時における復旧及び復興の事業に該当する事業に従事した場合、時間外労働の上限規制はどのように考えればよいのか。</p> <hr/> <p>(A) 法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」に関する規定を適用するためには、則様式第9号の3の2又は第9号の3の3による36協定の締結・届出を行っている必要があり、則様式第9号の2による36協定の締結・届出のみを行っていてこれらの36協定を締結していない場合には、法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」に関する規定を適用することはできない。</p> <p>このことを踏まえて、それぞれの事業場における業務の実情に見合った則様式を用いて、36協定の締結・届出を行う必要がある。</p>
追 12	<p>(Q) 病院など生活に必要な施設の駐車場について除雪作業を行う場合、法第139条第1項の対象にはなると思うが、法第33条第1項は適用できるか。</p> <hr/> <p>(A) 本体QA2-8のとおり、都道府県等との災害協定や維持管理契約に基づき、災害の復旧として対応する場合等には、道路の除雪だけではなく、病院などの駐車場の除雪についても法第139条第1項を適用することが可能である。</p> <p>また、放置すれば人命への危険が発生するおそれがあるとして、例えば緊急車両などが出入りできるよう病院などの医療機関や介護施設の駐車場の除雪を行う場合は、既に締結された36協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要があり、人命または公益を保護するための必要があれば、法第33条第1項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において法第33条第1項の対象となる。</p>
追 13	<p>(Q) 法第33条第1項と、法第139条第1項は、災害発生からの復旧・復興の事業の各段階において、具体的にはどういった使い分けになるのか。</p> <hr/> <p>(A) 災害の復旧・復興に関する工事については、事業の段階を問わず、法第139条第1項の対象とすることができます。</p>

	<p>法第 139 条第 1 項の「災害時における復旧及び復興の事業」に関する規定を適用するに当たっては、則様式第 9 号の 3 の 2 又は第 9 号の 3 の 3 による 36 協定の締結・届出を行っている必要があり、そのためには、こうした取扱いを踏まえて、それぞれの事業場における業務の実情に見合った則様式を用いて、36 協定の締結・届出を行う必要がある。</p> <p>一方、法第 33 条第 1 項については、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要があると認められる場合において対象となることから、災害の復旧・復興工事の段階によって適用可否が異なると考えられる。</p> <p>災害復旧工事のうち、例えば、自治体等からの要請によって緊急的に機能回復を図るために実施される、瓦礫撤去や、応急的な補強、破損した施設の代替施設や仮設住宅の設置（工事に先立って行われる測量調査や設計も含む）などの工事については、一般に人命や公益の確保の観点から急務であるといえることから、これによって既に締結された 36 協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要がある場合には、法第 33 条第 1 項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において法第 33 条第 1 項の対象となる。</p> <p>一方で、緊急的な機能回復がある程度完了した段階において発注される被災した施設を原形に復旧する工事や復旧の一環として再度の災害を防止する工事などであって、人命や公益の確保の観点から急務でないものは、法第 33 条第 1 項の対象とはならない。また、復興事業段階における工事は、通常は臨時の必要性が認められるものとは考えられないことから、法第 33 条第 1 項の対象とはならない。</p>
追 14	<p>(Q) 本店、支店、各工事事務所でそれぞれ別々の日を起算日として締結している 36 協定を、全社的に統一して管理することはできるか。</p> <hr/> <p>(A) 時間外労働の上限規制の実効性を確保する観点から、1 年についての限度時間及び特別条項を適用する月数については、厳格に適用すべきであることから、原則として 36 協定の起算日を変更することは認められないが、対象期間を全社的に統一するなど、やむを得ない場合には、労働者の過半数で組織する労働組合又はそうした労働組合がない場合には各事業場における労働者の過半数を代表する者の同意を得た上で、それぞれの 36 協定の対象期間の途中であっても、起算日を変更し、再度 36 協定を届け出ることができる。</p> <p>ただし、やむを得ず起算日を変更した場合であっても、再締結後の 36 協定を遵守することが求められることに加え、変更前の 36 協定の対象期間における 1 年の延長時間及び特別条項を適用する月数も引き続き遵守</p>

	する必要がある。
追 15	<p>(Q) 法第 139 条第 1 項は、「復旧工事」「復興工事」などの名称であれば、その工期や発注の時期を問わず、同項を適用して時間外労働の上限規制の適用を一部除外できると考えてよいか。</p> <hr/> <p>(A) まず、法第 139 条第 1 項は、大災害からの早期の復旧・復興には集中的な工事が必要となる場合があることが想定されることから、災害対策に万全を期すために、単月及び複数月平均に関する上限規制について例外を設けるものである。</p> <p>この趣旨に照らすと、十分な工期が設定されている又は十分な工期を設定することが可能な工事であって、地理的要因（被災地への交通の脆弱さ）や、自然的な要因（猛暑又は豪雪など）を踏まえても、1 年間の特定の時期に、上限規制を超えて集中的に作業することを要するとは考え難い工事に、法第 139 条第 1 項を適用することは認められないものと解される。</p> <p>また、本体 Q A 2－2（※）のとおり、法第 139 条第 1 項の「災害時における復旧及び復興の事業」に該当するか否かは、「復旧工事」「復興工事」など工事の名称のみによって判断されるものではない。</p> <p>例えば、発災後の復旧・復興工事の計画が全て完了した後に追加で発注された関連工事のような、発災に全く近接しない工事など、単月又は複数月平均に関する時間外労働の上限規制を超えるような作業をすることによって早期に完成させることが社会的に要請されているとは考え難い工事は、法第 139 条第 1 項の「災害時における復旧及び復興の事業」に該当せず、同項を適用することはできない。</p> <p>このように、法第 139 条第 1 項の適用については、実態に応じて判断されることが必要であり、同項を適用することを目的に、必要以上に短い工期によって受注、発注を行うことは、適正な工期設定の観点から認められない。</p> <p>（※）本体 Q A 2－2 「法第 139 条第 1 項の『災害時における復旧及び復興の事業』とは、災害により被害を受けた工作物の復旧及び復興を目的として発注を受けた建設の事業をいい、工事の名称等にかかわらず、特定の災害による被害を受けた道路や鉄道の復旧、仮設住宅や復興支援道路の建設などの復旧及び復興の事業が対象となる。」</p>

追 16	<p>(Q) 熱中症対策のために、作業を中断する時間があるが、その時間は労働時間に当たるか。</p> <hr/> <p>(A) まず、本体QA1-4のとおり、法における労働時間とは、使用者の指揮命令下にある時間のことであり、待機時間については、「使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）は、労働時間に当たる。」と解されている。</p> <p>このため、例えば、12:00～15:00の間に熱中症対策のために作業をいったん中止すると決めた場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その間に天候の変化などによってWBGT値（※）の低下があった場合には、直ちに作業を再開できるよう労働者を待機させている場合には、その時間は労働時間に該当する。 ・ その間は、昼休みなどの休み時間と同等程度に労働者が自由に利用することができ、仮にWBGT値が下がったとしても、あらかじめ定められた休憩時間中は作業を再開する趣旨のものではなく、使用者から作業に復帰するよう指示を受けることもなく労働から完全に解放され、労働者が権利として労働から離れることを保障されている場合には、休憩時間であるとして労働時間に該当しない。 <p>なお、作業を中止することとした時間を休憩時間と取り扱う場合には、労働者の1日の拘束時間が長時間に及ぶことのないよう留意することが望ましい。</p> <p>作業を中断している時間を休憩時間とした場合についても、労使の話し合い等によって、この時間に対する手当を労働者に支払うこととしても差し支えない。ただし、手当を支払った時間を手待ち時間として扱った場合には、労働時間となる。</p> <p>また、夏季に実施する工事については、熱中症予防のために休憩時間が長く設定される場合があることを考慮した適正な工期の設定や、労働者に適切な賃金や手当が支払われることに配慮して労務費などの価格の設定が行われるよう、発注、受注に当たって留意することが必要である。</p> <p>(※) WBGT (Wet-Bulb Globe Temperature) 値 暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数で、自然湿球温度、黒球温度、気温（乾球温度）から算出する数値</p>
追 17	(Q) 積雪地域では、降雪期にはなかなか作業ができないことから、降雪期

以外の時期に作業が集中することになるが、こうした場合に労働時間を効率的に配分することができる手法はあるか。

(A) 特定の季節や、特定の月に業務が集中するなど、業務の繁閑が大きい場合には、1年を通じて労働時間を配分し、年間における総労働時間の短縮を図るために、労使協定によって、あらかじめ労働日、労働日ごとの労働時間を特定することで、1年単位の変形労働時間制を導入することが考えられる。

1年単位の変形労働時間制の主な要件は次表のとおりであるが、対象期間を平均して1週間の所定労働時間が40時間を超えない範囲で、1週52時間、1日10時間を限度として、各週、各日の所定労働時間を設定することができる。

時間外・休日労働を行う必要のある事由が生じた場合には、1年単位の変形労働時間制を導入した場合においても、36協定の範囲内で労働者に時間外・休日労働をさせることができ、法定労働時間（1週40時間、1日8時間）を超える所定労働時間を設定したときは、その設定した時間を超えた労働が時間外労働となる。

また、本制度では、積雪の度が著しく高い地域（※1）における建設業の屋外労働者については、次のような特例が設けられている。

(1年単位の変形労働時間制の主な要件)

	① 原則	② 積雪の度が著しく高い地域における建設業の屋外労働者に関する特例
対象期間を平均した1週あたりの所定労働時間	平均40時間を超えない	
労働日数の限度	年間280日	
1週の所定労働時間の限度	52時間	
1日の所定労働時間の限度	10時間	
連続労働日数の限度	原則6日、特に繁忙な場合は12日	
所定労働時間が1週48時間を超える週の数	連続3回まで	左の制限は適用されない
3か月ごとに区分した各期間における1週48時間を超える所定労働時間を設定した週の数	3回まで(※2)	左の制限は適用されない

(※1) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1

	<p>項の規定に定める豪雪地帯として指定された道及び県の区域並びに市町村の区域</p> <p>(※2) 所定労働時間が48時間を超える週が、2つの期間にまたがっている場合には、週の初日を含む方の期間で数える</p>
追18	<p>(Q) 1年単位の変形労働時間制は、その導入にあたって1年分の勤務カレンダーをあらかじめ定めておくことが必要と聞いたが、建設業では、年度内に随時工事を受注することも多く、1年分の勤務カレンダーをあらかじめ確定させることは難しい。こうした場合には、1年単位の変形労働時間制を導入することはできないのか。</p> <hr/> <p>(A) 1年単位の変形労働時間制を導入するにあたっては、労使協定によつて、次の5項目を定めることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 対象労働者の範囲 ② 対象期間（1か月を超える1年以内の期間）及び起算日 ③ 特定期間（対象期間中特に繁忙な期間） ④ 労働日及び労働日ごとの労働時間 ⑤ 労使協定の有効期間 <p>このうち、④の「労働日及び労働日ごとの労働時間」については、原則としては、勤務カレンダーなどの形で1年など対象期間全体についてあらかじめ特定することになる。しかし、これが難しい場合には、就業規則等において、勤務の種類ごとの始業、終業時刻及び休日並びに当該勤務の組合せについての考え方、勤務割の作成手続き及びその周知方法等を定めておくこともできる。その場合、具体的には次の方法によって、労使協定締結時に最初の1か月分の勤務カレンダーを定め、2か月目以降の勤務カレンダーは、当該月の30日前までに定めることになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 対象期間を1か月以上の期間に区分することとし、労使協定の締結時に、期間ごとの所定労働日数、所定労働時間数を定める。 ② 最初の期間における「労働日及び労働日ごとの労働時間」を労使協定の締結時に定める。 ③ 最初の期間を除く各期間の「労働日及び労働日ごとの労働時間」については、その期間が始まる少なくとも30日前に定める。 <p>また、この方法により、最初の期間を除く各期間の「労働日及び労働日ごとの労働時間」を定めるに当たっては、区分期間の開始の30日前までに労働者の過半数で組織する労働組合又はそうした労働組合がない場合には各事業場における労働者の過半数を代表する者の同意を得ること</p>

が必要である。

例えば、この方法を用いる場合、以下の事項を定める時期は次のとおりとなる。

(4月1日を起算日とする場合)

月ごとの所定労働日数と所定労働時間 数	労使協定締結時
4月（最初の月）の勤務カレンダー	労使協定締結時
5月の勤務カレンダー	4月1日まで
6月の勤務カレンダー (以下同様)	5月2日まで (以下同様)

(4月1日以外（例：12月15日）を起算日とする場合)

月ごとの所定労働日数と所定労働時間 数	労使協定締結時
12月15日～1月14日（最初の月）の 勤務カレンダー	労使協定締結時
1月15日～2月14日の勤務カレンダー	12月16日まで
2月15日～3月14日の勤務カレンダー (以下同様)	1月16日まで (以下同様)

※ 時間外・休日労働を行う必要のある事由が生じた場合には、36協定の範囲内で労働者に時間外・休日労働をさせることができ、法定労働時間（1週40時間、1日8時間）を超える所定労働時間を設定したときは、その設定した時間を超えた労働が時間外労働となる。

なお、労使協定の内容については、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付する等の方法によって、労働者に周知することが必要である。

追19 (Q) 36協定の締結、届出を行った後に、社内の労使で検討して1年単位の変形労働時間制を導入することとしたが、このとき、既に締結している36協定との関係で留意すべきことはあるか。

(A) まず、1年単位の変形労働時間制を導入した場合、法第36条第4項の限度時間は、1か月42時間、1年320時間となることから、導入前の36協定の一般条項に、1か月、1年における「延長することができる時間数」として、それぞれ42時間、320時間を超える時間数が定められてい

て、1年単位の変形労働時間制の導入後においても、時間外労働を行わせることが想定されるときは、労働者の過半数で組織する労働組合又はそうした労働組合がない場合には各事業場における労働者の過半数を代表する者の同意を得た上で、1年単位の変形労働時間制における限度時間に適合した36協定を新たに締結し、届出を行うことが必要である。

こうした場合も、時間外労働の上限規制の実効性を確保する観点から、1年についての限度時間及び特別条項を適用する月数については、厳格に適用すべきである。36協定の起算日の変更について追14を参照の上、新たな36協定を締結し、届出を行った場合には、変更後の36協定を遵守するとともに、変更前の36協定における1年の延長時間及び特別条項を適用する月数を遵守することが必要である。